・・・災害に備えるために・・・

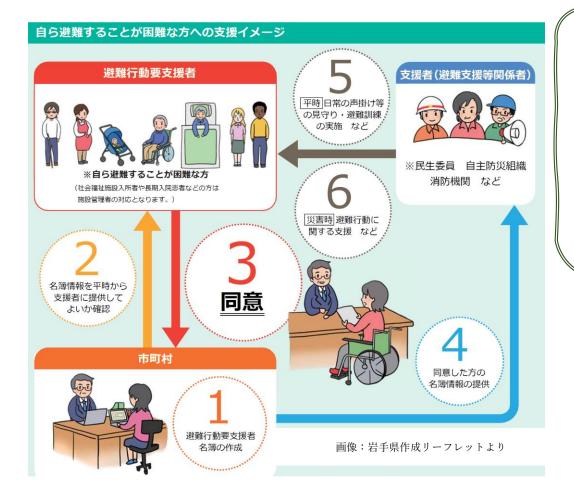
避難行動要支援者台帳への登録を 検討してみませんか

.

災害時に支援を必要とする方々の情報を自治会や自主防災組織及び地域支援者の日頃の見守り活動や避難支援活動に役立てていただくために、平成20年度より滝沢市災害時要援護者台帳登録者名簿を作成し、平成25年の災害対策基本法の改正を受け、平成27年4月より滝沢市避難行動要支援者台帳登録制度と名称を変え、地域の皆さまと共に実施しています。

- 災害時には「自助」「共助」「公助」の連携が被害を軽減します。
- この制度は災害時に何らかの支援を希望する人にあらかじめ "要支援者" として 『滝沢市避難行動要支援者台帳』に登録いただき、要支援者の同意のもと、関係支援団体と情報共有し、地域の中での援助体制を整え、日頃の見守り支援や災害時の避難支援を円滑に行うことを目的としています。





地域の民生児童委員に 協力を依頼しています!

- ・ 制度の紹介
- 登録サポート
- 台帳登録者に対する日 頃の見守り支援
- 登録内容の更新案内
- ※ 登録済みの方は登録内 容の見直しも大切です



民生児童委員のみなさん



~ 災害発生時に慌てないように

『滝沢市避難行動要支援者台帳登録制度』のご案内



▶ 滝沢市では、災害発生時の支援と見守り活動などの平常時の支援を円滑に行うことを目的にした制度を、地域の皆さまと共に実施しています。

滝沢市避難行動要支援者台帳登録制度

この制度の目的は?

・ 災害が起きた時に自分やご家族等の力だけでは避難ができない方で、何らかの支援を希望する方々に、あらかじめ"要支援者"(支援が必要な方)として登録していただき、要支援者の同意のもと、関係支援団体と情報共有し、地域の中での援助体制を整え、災害時の安否確認や避難支援を円滑に行うことを目的としています。

対象者(避難行動要支援者)

- ① 住民票で65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- ② 要介護3から5までの認定を受け、在宅で生活している方
- ③ 身体障がいのある方のうち、肢体不自由(1種1級または2級)、視覚障がい(1種1級または2級)、 聴覚障害(1種2級)に該当する障がいのある方
- ④ 知的障がいのある方 ⑤ その他支援を必要とする方
- ※上記に該当の場合であっても、病院・施設等へ入院・入所の場合は対象外となります。

申込みの方法は?

- ・ 市地域福祉課や地域の民生委員への相談でいつでも申込み可能です。
- ・ 別紙「滝沢市避難行動要支援者台帳登録申込(承諾)書」を記入し、 市地域福祉課にご提出ください。

登録された情報は?

・ 登録の同意をされた方の台帳を<mark>関係支援団体</mark>と情報共有し、日頃の見守り や災害が発生した時の援助体制を整えるために活用されます。

【関係支援団体】

自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防署、消防団、警察署

避難行動要支援者台帳へ登録申込みをすることで、災害時だけではなく平常時からも日常 の声かけ等の見守りなど地域の支援を受けられやすくなります。

また、地域において、見守りや避難支援の協力をお願いできる地域支援者※を決めておくと、 災害時等に迅速に対応することができます。 ※避難に責任を伴うものではありません。

